

定期監査報告(第8号)

1. 監査の対象

福祉医療課、こども未来課

2. 監査の期日

令和8年2月24日(火)

令和8年2月25日(水)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【福祉医療課】

・予防接種業務委託について、従事者からの報告形式が統一されておらず、発注者側が求める情報が不明確になる懸念があるため、契約書や特記仕様書等に、町が指定する標準様式の報告書を添付し、必要項目を明確に定義すること。

担当者の交代による業務の属人化や継続性の欠如が懸念されるため、独自の様式ではなく、町が求める様式類を体系的に整備し、組織として業務を継続できる体制を構築すること。

健康維持という予算目的を鑑み、予防接種の達成率を指標として活用するなど、予防接種の必要性に関する啓蒙啓発活動を強化すること。

他町村等との横の連携を図り、事業効果の精度を高めることに務められたい。

・高齢者事業団運営補助金について、補助金の主たる目的である「高齢者の生きがい充実」および「社会参加」への理解と、それに基づいた活動の徹底が不十分であると考える。

事業団に対し、設立目的・主旨を改めて周知し、目的に合致した活動を行うよう指導

を徹底すること。

補助金の交付目的を再認識させた上で事業を遂行させること。

町職員も積極的に総会等へ参加し、行政としての意見を反映させるとともに、適切な管理・指導體制を確保すること。

・老人クラブ運営補助金について、連合会の活動が形骸化しており、現在の社会状況や意義との乖離が見られる。事業の意義を再検討し、抜本的な見直し（スクラップ・アンド・ビルド）を行うこと。

必要性が認められる事業は継続する一方、形骸化したものは廃止・再編すること。現場のニーズや「肌感覚」で捉えた課題を適宜行政施策に反映させ、柔軟な運営を目指すこと。

・福祉ハイヤー利用助成事業委託について、受託者ごとの個別契約となっているが、運用の効率化や一貫性の観点から見直しの余地がある。

複数事業者との契約形態や運用のあり方について、事務負担の軽減を図るための検討を行うこと。

受託者ごとに契約しているが、複数者間との一括での契約が可能か検討すること。

【こども未来課】

・保育所の委託業務にかかる従業員の施設への出入りにおいて、本人確認体制が不明確である。外部侵入者による不測の事態が発生した場合、保護者や近隣住民からの信頼を著しく損なう恐れがあり、安全管理上の重大な懸念があることから、受託業者に対し、従事者の本人確認および入退館記録の徹底を指導すること。

発注者として、現場での確認手順や管理状況を定期的に記録し、安全管理体制を強化すること。

「安全管理」を最優先事項と位置づけ、防犯体制の構築を図ること。

・駐車場排雪業務委託において、業務責任者の選任報告がなされていないので、受託業者に対し、業務責任者選任届等の必要書類を提出させること。

・契約関連の書類はすべて時系列に編綴し、過程や履行状況が後代においても客観的に確認できるよう適正に管理すること。